

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [育児休業](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

育児休業

23 育児休業

Q 契約社員として働きはじめて1年2か月たつのですが、子供ができたので、産休をとるとともに育児休業を申請したところ、会社からは認められないとの回答でした。育児休業を取得することができるのでしょうか。

- P** ■育児休業は原則として1歳未満の子1人について1回取得できます。
- O** ■育児休業期間中の賃金の支払いは労働契約で決まりますが、賃金の5割の雇用保険の育児休業給付が受けられます。
- I** ■一定の条件の期間雇用労働者も育児休業が申請できます。
- N**
- T**

1. 育児休業

仕事と子育ての両立支援は、政府の大きな課題の一つと位置づけられ、育児支援制度の拡充が行われています。育児休業制度は、現在、育児・介護休業法により制度整備がされており、育児休業は、男女を問わず、労働者の子供が満1歳になるまで、子ども1人につき1回、連続した1つの期間として取得できます。また、父母がともに育児休業を取得する場合は子が1歳2か月になるまでの間、父母ともにそれぞれ1年以内の期間、育児休業が取得でき、出産後8週以内の父親の育児休業の場合は再取得ができます。育児休業の申出は、原則として休業開始1か月前までに、休業期間の開始予定日・終了予定日などの所定事項を記載して書面で行います。また、育児休業に関して、当該労働者について解雇その他の不利益をしてはならないとされています。事業主は、休業期間中の待遇、休業終了後の賃金・配置その他の労働条件等について、あらかじめ定め、周知するように努めなければならないとされており、育児休業期間中の賃金については、労働契約に委ねられ、なんらの合意がなければ無効となり

ます。これに関しては、雇用保険加入者には、育児休業給付金により自分の休業開始時賃金の5割が支払われます。

2. 育児休業の対象労働者の拡大

育児・介護休業法では、従来、期間雇用労働者に関して育児休業の対象から除外していましたが、平成16年の法改正により、①同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること、②子が1歳に達する日（誕生日の前日）を超えて引き続き雇用されることが見込まれること（子が1歳に達する日から1年を経過する日まで）に労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかである者を除く）に該当する期間雇用労働者が新たに適用対象者になりました。①に関しては、勤務の実態に即して雇用関係が実質的に継続していることにより判断し、②に関しては、育児休業申出のあった時点において判断している事情に基づき相当程度の雇用継続の可能性があるか否かによって判断するものとされています。

3. 育児支援制度

保育所に入所を希望しているが、入所できない場合等特別の事情がある場合は、子が1歳6か月に達するまで育児休業をとることができます。また、小学校就学前の子を養育する労働者は、1年に5日（子が2人以上なら10日）まで、病気・けがをした子の看護のためや予防接種のため、休暇をとることができます。この看護休暇の申出は、休暇の当日でもよいとされています。さらに3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度（1日6時間）を設けることが事業主の義務となり、また、小学校就学前の子の育児を行う労働者は、一定時間以上の時間外労働の制限および深夜労働の免除の申請ができます。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>> 一覧へ戻る](#)

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.